

公益信託 梶谷福祉基金

平成 29 年度 募集要項

1. 助成の目的

岡山県下の心身障害児（者）の福祉に関する施設内の活動及びボランティア団体の活動に資金を助成し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 助成事業

(1) 福祉施設経営法人助成事業

①助成対象

主として岡山県内に所在する社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人 等

②助成金の使途

身体障害児（者）及び知的障害児（者）に対する社会福祉活動（以下例示）

i) 施設内の催事・サークル活動等の運営費

ii) 社会見学・市民交流・レクリエーション等施設外での社会参加費用

(2) ボランティア団体助成事業

①助成対象

主として岡山県内で活動しているボランティア団体

②助成金の使途

身体障害児（者）及び知的障害児（者）に対するボランティア活動（以下例示）

i) 点訳・録音サービス

ii) 文化・レクリエーション活動等の指導、援助サービス

（設備費用、備品購入費用等は助成の対象となりませんのでご注意ください）

3. 助成件数及び金額

1件当たり10万円を目途に審査し、最終的には運営委員会において決定します。

4. 申請の手続

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードして下さい（お電話でのご請求も承ります）。

なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※ ボランティア団体が申請書を提出する際は、各社会福祉協議会の推薦を受けてください。

5. 募集期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）～平成 29 年 11 月 13 日（月）（必着）

6. 選考及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成 30 年 2 月上旬にその結果を書面にてお知らせします。

又、平成 30 年 3 月に開催予定の贈呈式には必ず出席いただきますようお願い致します。詳細については、決定通知の際にご連絡させていただきます。

7. その他

(1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。

(2) 助成金の使用について報告を頂くことになっています。

(3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

8. 申請書の提出先・問い合わせ先

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

梶谷福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>